

## 秘密保持契約書

株式会社ジェイビット(以下ジェイビットという)と株式会社\*\*\* (以下\*\*\*という)は、\*\*\*からジェイビットに委託する翻訳業務（以下本業務という）に際して、\*\*\*から提供される情報、ならびに本業務によって得られた成果品（以下成果品という）に関する秘密保持について、以下のように誓約する。

### 1. (秘密保持)

ジェイビットは、本業務の受託に関連して\*\*\*から提供された情報(以下本情報という)および成果品を厳重に秘密として保持し、\*\*\*の事前の書面による承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

### 2. (複写等)

本情報の複写または複製は、本業務の履行のため、必要かつ最小限の範囲、数量に限り認められるものとする。当該複写または複製したものは本情報とみなす。

### 3. (目的外使用の禁止)

ジェイビットは、本業務以外の目的に本情報および成果品を使用、転用または流用してはならない。

### 4. (制限開示)

ジェイビットは本業務の履行に必要な限度において、ジェイビットの従業員に本情報を開示することができる。但し、ジェイビットの従業員に対して、本契約によりジェイビットが負うのと同等の秘密保持義務を課するものとし、その履行に関して一切の責任を負うものとする。

### 5. (再委託)

ジェイビットは、第三者に本業務を再委託した場合、当該第三者に対して、本契約によりジェイビットが負うのと同等の秘密保持義務を課するものとし、その履行に関して一切の責任を負うものとする。

### 6. (成果品)

\*\*\*は、ジェイビットより成果品に関する著作権の譲渡を受けるものとし、ジェイビットは、成果品に関する自己の著作権者人格権を行使しないものとする。

### 7. (返還)

ジェイビットは、本業務が終了したとき、または\*\*\*が返還を求めたときは、本情報およびその複写、複製物を遅滞なく返還する。

### 8. (損害賠償)

ジェイビットが本契約に定める各条項に違反し、それにより\*\*\*が損害を被った場合は、ジェイビットはその損害を賠償しなければならない。

9. (協議)

本契約に定めのない事項または本契約に疑義ある事項について、ジェイビットおよび\*\*  
\*は、信義誠実を旨として、協議のうえ解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、ジェイビットおよび\*\*\*各々捺印の上、各1通  
保有する。

20\*\*年 月 日

株式会社\*\*\*

---

大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

株式会社ジェイビット

代表取締役 広瀬健二